

建設業者等の指名停止について

令和7年12月18日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

株式会社 遠清商事

2 指名停止期間

令和7年12月18日から令和8年3月17日まで(3か月)

3 指名停止の理由

令和7年11月5日に開札した新発田地域振興局地域整備部発注の一級河川割石川県単河川整備護岸工事の入札において、株式会社遠清商事が落札決定を受けたにもかかわらず、人員不足を理由に契約を辞退した。

それを受け新潟県は、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第13号イ）に該当するため、令和7年12月11日付けで指名停止措置を発表した。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第3項及び第4項に該当するため。